

装技技第9293号
28. 6. 29
一部改正 装技技第2108号
3 1 . 2 . 2 0

長官官房各裝備官
長官官房各裝備開発官
長官官房艦船設計官 殿
各 部 長
施設等機関の長

技術戦略部長
(公印省略)

防衛大学校・防衛装備庁連絡会議作業部会の運営について（通知）

標記について、防衛大学校・防衛装備庁連絡会議の設置について（防装庁（事）第247号。28. 6. 3）別紙の第6に基づき、防衛大学校教務部長と協議の上、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

防衛大学校・防衛装備庁連絡会議作業部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防衛大学校・防衛装備庁連絡会議の設置について（防装庁（事）第247号。28.6.3）別紙の第4第1項に規定する作業部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 両作業部会長は、協議の上、作業部会員を招集し作業部会を開催するとともに、次に掲げる会務を掌理する。

- (1) 研究協力の具体的な推進に向けての検討方針事項の策定
- (2) 次条に規定する分科会の活動成果のとりまとめ
- (3) 防衛大学校・防衛装備庁連絡会議への報告
- (4) 次条に規定する分科会の設置、運営及び廃止の決定に関すること

(分科会の設置)

第3条 作業部会が行う調整作業に資するため、作業部会の下に、企画分野の分科会及び所要の技術分野の分科会を置く。

(分科会の構成)

第4条 企画分野の分科会の構成は次のとおりとする。

- (1) 幹事 防衛大学校教務部理工学研究科長及び防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長
 - (2) 会員 前号に規定する幹事が指定する者
- 2 技術分野の分科会の構成は次のとおりとする。
- (1) 幹事 両作業部会長がそれぞれ指名する防衛大学校の職員及び防衛装備庁の職員
 - (2) 会員 前号に規定する幹事が指定する者
- 3 各分科会の両幹事は、協議の上、必要があると認めるときは、関係職員等を当該分科会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(分科会の運営等)

第5条 企画分野の分科会の幹事は、同分科会を招集し、次に掲げる会務を掌理する。

- (1) 研究交流のための連絡・調整
- (2) 分科会の設置、運営及び廃止の作業部会への提案

- 2 技術分野の分科会の幹事は、同分科会を招集し、次に掲げる会務を掌理する。
- (1) 調査研究成果、研究動向等の発表及び意見交換
 - (2) 共同研究等研究協力推進に向けての意見交換

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は両作業部会長が、各分科会の運営に関し必要な事項は各分科会の両幹事が協議して定める。

(変更)

第7条 本要綱を変更する必要が生じたときは、作業部会で協議の上、決定するものとする。

平成31年 2月15日

防衛大学校先端学術推進機構長

防衛装備庁技術戦略部長

田 中 雅 文

三 島 茂 徳